

エチオピア

商標法

商標登録及び保護布告 No. 501/2006

2006年7月7日施行

目次

第 I 部 総則

第 1 条 略称

第 2 条 定義

第 3 条 適用範囲

第 II 部 商標の権利取得及び登録

第 4 条 権利の取得

第 5 条 登録可能な商標

第 6 条 登録を許容できない商標

第 7 条 第三者の権利を理由とする商標登録の拒絶

第 III 部 商標登録手続

第 8 条 登録出願

第 9 条 出願の取下

第 10 条 優先権

第 11 条 出願の審査

第 12 条 異議申立を促す通知の公告

第 13 条 異議申立

第 14 条 係属中の事件

第 15 条 商標登録及び証明書の交付

第 16 条 登録の公示

第 17 条 上訴の権利

第 IV 部 団体商標及び周知標章

第 18 条 団体商標の登録

第 19 条 団体商標の登録を出願することができる者

第 20 条 団体商標登録の取消

第 21 条 閲覧のための規約の公開

第 22 条 規約の改正

第 23 条 周知商標

第 V 部 商標登録の存続期間及び更新

第 24 条 登録の存続期間

第 25 条 登録更新

第 VI 部 登録及びライセンス契約により与えられる権利

- 第 26 条 登録により与えられる権利
- 第 27 条 登録により与えられる権利の制限
- 第 28 条 権利の移転
- 第 29 条 ライセンス契約
- 第 30 条 ライセンス契約の無効
- 第 31 条 ライセンス契約の無効の条項
- 第 32 条 更なるライセンスを許諾する権利
- 第 33 条 ライセンシーの権利

第 VII 部 登録商標に係る権利の放棄、取消及び無効

- 第 34 条 権利の放棄
- 第 35 条 不使用による商標の取消
- 第 36 条 登録の無効
- 第 37 条 無効の効力
- 第 38 条 期間の延長

第 VIII 部 権利の執行

- 第 39 条 仮措置
- 第 40 条 民事救済
- 第 41 条 刑事罰
- 第 42 条 税関港及び税関署における措置

第 IX 部 雑則

- 第 43 条 商標公報
- 第 44 条 商標代理人の登録
- 第 45 条 情報の入手
- 第 46 条 経過規定
- 第 47 条 規則を発出する権限
- 第 48 条 適用できない法律及び慣習
- 第 49 条 権限を有する裁判所
- 第 50 条 施行日

第 I 部 総則

第 1 条 略称

本布告は、「商標登録及び保護布告 No. 501/2006」として引用することができる。

第 2 条 定義

本布告において、文脈上他を意味する場合を除いて、

- (1) 「団体商標」とは、当該商標の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスから識別する商標をいう。
- (2) 「裁判所」とは、第 49 条にいう裁判所をいう。
- (3) 「先の商標」とは、標章登録簿に記載されている商標又は当該の商標の登録出願日より早い登録出願日を有する商標をいう。
- (4) 「外国人」とは、エチオピアに居住もせず登録事業を有してもいない者をいう。
- (5) 「税関港」及び「税関署」とは、税関再建近代化布告 No. 60/1997 の下でそれらに与えられた意味を有する。
- (6) 「国際分類」とは、1957 年 6 月 15 日にニース外交会議において締結された協定により確立され、かつ、1967 年にストックホルムで及びジュネーヴで改正され並びに、1979 年に修正された商標の登録のための商品及びサービスに関するニース協定に基づく商品又はサービスの分類をいう。
- (7) 「ライセンス契約」とは、所有者が、商標の登録対象である商品又はサービスの全部又は一部に係る当該商標の使用を他人に認めることを内容とする契約をいう。
- (8) 「庁」とは、エチオピア知的所有権庁をいう。
- (9) 「者(人)」とは、自然人又は法人をいう。
- (10) 「優先日」とは、優先権の基礎となる先の出願の日をいう。
- (11) 「規則」とは、第 47 条に基づいて発出される閣僚評議会規則をいう。
- (12) 「商標」とは、ある者の商品又はサービスを他の者の商品又はサービスから識別することができる目に見える標識をいう。それには、語、意匠、文字、数字、色彩、商品若しくはその包装の形状、又はこれらの組合せが含まれる。
- (13) 「姓」とは、家族の構成員を識別するために共通して用いられる名称をいい、構成員それぞれの名とは異なる。

第 3 条 適用範囲

外国人は、相互主義の原則に従うことを条件として、又はエチオピアが当事国である条約に従い、本布告に基づいてエチオピア人と同一の権利及び義務を有する。

第 II 部 商標の権利取得及び登録

第 4 条 権利の取得

商標の所有権は、商標登録証が付与されたときに取得され、かつ、第三者に対して拘束力を有する。

第 5 条 登録可能な商標

(1) ある者の商品又はサービスを他の者の商品又はサービスから明確に識別することができる商標は、登録可能であるものとする。

(2) 商標は、白黒又は色付きで登録することができる。白黒で登録されている商標は、すべての色彩の組合せにおいて保護される。色付きで登録されている商標は、それが登録されている色彩の組合せでのみ保護される。

(3) 登録可能な商標には、保護の対象でない要素を含めることができる。ただし、当該要素が当該商標の識別性を低下させるか又は他人の権利を侵害することがない場合に限る。

第 6 条 登録を許容できない商標

(1) 次の商標は、登録を許容できない。

(a) 第 5 条の規定に従わない商標

(b) 音響又はにおいから成る商標

(c) ある者の商品又はサービスを他の者の商品又はサービスから識別することができない商標

(d) 公序良俗に反する商標

(e) 専ら、商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価額、原産地、商品の生産若しくはサービスの提供の時期、又は商品若しくはサービスのその他の特徴を示す標識又は表示から成る商標

(f) 専ら、出願されている商標登録の対象である商品若しくはサービスに関する現在の言語使用において通例のものになっているか又は経済及び事業活動において通例のものになっている標識又は表示から成る商標

(g) 専ら、商品自体の性質から生じるか、商品の技術的成果を得るために必要であるか又は商品に実質的な価値を与える形状から成る商標

(h) 特に当該の商品若しくはサービスの原産地又はこれらの性質若しくは特徴に関して、公衆又は業界に誤認を生じさせる虞がある商標

(i) 権限を有する当局から許可されていない場合において、何れかの国、政府間組織若しくは国際条約によって創設されたその他の組織の紋章、旗その他の記章、名称若しくは略称、若しくは名称のイニシャル、若しくは前掲の国若しくは組織により採用された公式の標識若しくは印章と同一であるか、それらの模倣であるか又はそれらを包含している商標

(j) 専ら出願人の姓から成る商標

(k) 専ら生きている個人の完全名称から成る商標であってその者の同意を得ていないもの

(2) 商標が使用された結果、当該商標の登録出願の受領日までに当該商標がエチオピアにおいて周知のものになっていることが証明された場合は、(1) (e)、(f) 及び(j) の規定は適用されない。

第7条 第三者の権利を理由とする商標登録の拒絶

次の第三者の優先権に係る理由がある場合は、商標を登録してはならない。

(1) 当該商標が、同一の商品若しくはサービス、又は密接に関係する商品若しくはサービスに関する他人の先の商標と同一であるか、又は当該商標が、誤認若しくは混同を生じさせる虞がある程に前掲の商標に近似する場合

(2) 当該商標が、他人の同一の若しくは類似の商品若しくはサービスについてのエチオピアにおける使用により周知のものとなっているか又は確立された商標と同一であるか若しくは混同を生じる程に類似するか又はその変形を包含する場合

(3) 当該商標が、登録出願の対象となっている商品又はサービスと同一でもなく類似していてもいない商品又はサービスについてエチオピアで登録されている商標と同一であり若しくは混同を生じる程に類似するか又はその変形を包含する場合。ただし、当該商品又はサービスに関する当該商標の使用が、当該商品又はサービスとの間の関連を表示すること及び登録商標の所有者の利益が当該使用により損なわれる虞があることを条件とする。

(4) 当該商標が、他人の保護されている文学的若しくは芸術的権利、又は他人の写真若しくは意匠に係る権利の特徴的な名称と解される可能性がある何らかのものを、当該他人の書面による同意なしに包含している場合

第 III 部 商標登録手続

第 8 条 登録出願

- (1) 商標登録出願は、所定の様式により庁に提出して行うものとし、その際は規則に定める出願手数料を納付しなければならない。
- (2) 登録出願は、1 の商標のみを対象としなければならない。
- (3) 出願人は、規則に定める出願様式に記入した後、次の書類を提出する。
 - (a) 商標の複製 3 通
 - (b) 商品及びサービスの国際分類に従って分類した商品及びサービスであって当該標章の登録請求対象であるもの並びに当該分類の類番号の一覧
 - (c) 登録出願が代理人を通じて行われる場合は、適正に認証された委任状を添えなければならない。
 - (d) (1) にいう手数料の納付を証明する書類又はその写し
 - (e) 規則に定めるその他の事項
- (4) 外国人である出願人は、エチオピアに居住する代理人を選任しなければならない。

第 9 条 出願の取下

出願人は、係属中の出願をいつでも取り下げることができる。

第 10 条 優先権

- (1) 出願人が、同一の商品又はサービスに関して同一の商標に係る出願を先に外国において行い、その日から 6 月以内にエチオピアにおいて出願を行う場合において、出願人が優先権を主張し、所定の期間内に先の出願の提出先である庁により正確であるものとして証明された先の出願の写し並びに所定のその他の書類及び情報を提出したときは、外国において先に出願を行った日を出願日とみなす。
- (2) 提出された出願が(1)及び規則の要件を満たしていないと庁が認めた場合は、当該出願は、行われなかったものとみなす。

第 11 条 出願の審査

庁は、商標登録出願の提出を受けたときは、

- (1) 出願が第 8 条及び規則の要件を満たしているか否かについて様式に関する審査を行い、
- (2) 商標が第 6 条及び第 7 条の規定に従っていることを確認するために、実体に関する審査を行い、
- (3) 出願が本布告及び規則の要件を満たしていないと認定した場合は出願を拒絶し、かつ、規則に規定する期間内に拒絶の理由を書面により出願人に通知するものとする。
- (4) 庁は、(3)に基づいて拒絶の決定を行う前に、出願人が自己の意見を書面により提出するか又は不備を訂正するための合理的な期間を定めるものとする。

第 12 条 異議申立を促す通知の公告

庁は、商標出願を認容可能と認めた場合は、当該商標の登録に関する異議申立を促す通知を知的所有権公報又は全国で販売されている新聞で出願人の費用において公告する。これは、

必要と認めるところに応じ、ラジオ若しくはテレビ放送又はウェブサイトによる通知によって補足することができる。

第13条 異議申立

(1) 商標の登録に異議を有する者は、規則に定める期間内に、規則に定める方法により、かつ、所定の手数料を納付して、異議申立の理由を記載した書面に裏付書類を添付して庁に通知しなければならない。

(2) 庁は、規則に定める期間内に、規則に定める方法により、異議申立の写しを裏付証拠と共に出願人に送付する。

(3) 出願人は、規則に定める期間内に、規則に定める方法により、自己の出願を裏付ける筈の根拠に係る反対陳述書を庁に送付することができる。出願人が反対陳述書を提出しない場合は、同人は出願を放棄したものとみなす。

(4) 庁は、出願人の反対陳述書の写しを異議申立人に提供するものとし、かつ、当該事件の実体的事項を審査した後、規則に定める期間内に、規則に定める方法により、決定を下す。

(5) 庁は、規則に定める期間内に、(4)にいう決定の写しを出願人及び異議申立人に提供する。

第14条 係属中の事件

(1) 出願が公告されてから商標の登録までの間、出願人は、商標が登録されていたならば享受すると思われる特権及び権利と同一の特権及び権利を有する。ただし、出願が公告された後に行われた行為に関して提起された訴訟において、当該行為が行われた時点で当該商標が有効に登録された筈がないことを被告が証明する場合は、有効な防御となるものとする。

(2) 侵害手続は、商標が現実に登録される日前に提起することはできない。

第15条 商標登録及び証明書の交付

庁は、次のことを認めた場合は、規則に定める手数料の納付を条件として、商標を登録し、登録証を出願人に交付する。

(1) 本布告及び規則にいう条件が満たされていること、並びに

(2) 商標登録請求に対して異議申立が行われなかったか又は異議申立が行われたが拒絶されたこと

第16条 登録の公示

庁は、商標の登録を、知的所有権公報若しくは全国で販売されている新聞で又はラジオ若しくはテレビ若しくはウェブサイトで、出願人の費用において公示するものとする。

第17条 上訴の権利

(1) 商標の登録に関する庁の最終決定に不服を有する者は、管轄権を有する裁判所に上訴する権利を有する。

(2) (1)に基づく上訴は、関係者への当該決定の通知の日から60日以内に裁判所に提起しなければならない。

第 IV 部 団体商標及び周知標章

第 18 条 団体商標の登録

(1) 団体商標の登録出願においては、商標を団体商標と指定し、かつ、当該団体商標の使用規約の写しを添えなければならない。

(2) 商標登録に関する本布告の規定が団体商標の登録にも適用される。

(3) (1)にいう規約においては、当該団体の名称、本部、目的及び代表者を明記するものとする。また、当該商標を使用する権原を有する者のグループ、使用の条件、並びに当該商標の侵害が生じた場合の関係者の権利及び義務も表示しなければならない。

(4) 登録団体商標の所有者は、(1)に従って提出された規約に関して行われたすべての変更を庁に通知しなければならない。

第 19 条 団体商標の登録を出願することができる者

労働組合、労働組合連合又は団体は、その構成員の権利を守るために、団体商標の登録を出願することができる。

第 20 条 団体商標登録の取消

(1) 次の場合は、団体商標の登録を取り消す。

(a) 登録所有者が解散した場合

(b) 登録所有者が本布告の要件をもはや満たさなくなった場合

(c) 登録所有者が、規約に定められている以外の状況で当該商標を使用したか又は使用することを意識的に容認した場合

(d) 公序良俗に反する規定が規約に含まれている場合

(2) 団体商標が取り消された場合は、7年の期間が経過するまでは、新規の登録により同一の商品又はサービスに関してそれを使用してはならず、また、他の何れの方法でも使用してはならない。

第 21 条 閲覧のための規約の公開

登録団体商標の使用規約は、公衆による閲覧のために公開される。

第 22 条 規約の改正

(1) 登録団体商標の使用を規制する規約の改正は、改正された規約が庁に提出され、登録されない限り効力を有さない。

(2) 庁は、必要と認める場合は、改正された規約を登録する前に、異議申立及び意見を促す目的でそれを公告させることができる。

第 23 条 周知商標

(1) エチオピアが当事国である国際条約に基づいて周知商標として保護を受けることができる商標は、それがエチオピアにおいて周知のものとなっており、かつ、次の何れかの者の商標であるときは、その者がエチオピアにおいて事業を営むか否か又は営業権を有するか否かに拘らず、本布告に基づいて保護を受けるものとする。

- (a) 当該条約の当事国の国民である者、又は
 - (b) 当該条約の当事国に居住しているか又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の事業所を有している者
- (2) (1)の適用上、商標がエチオピアにおいて周知のものとなっているか否かを決定するに際し、当該商標の宣伝活動の結果として得られた認識も含め、公衆の関係する分野における当該商標の認識に当然の考慮を払うものとする。

第 V 部 商標登録の存続期間及び更新

第 24 条 登録の存続期間

第 35 条から第 37 条までの規定を害することなく、商標登録は、登録出願の出願日から 7 年の期間効力を有する。

第 25 条 登録更新

(1) 商標登録は、所有者の請求に基づいて、7 年ずつ連続して更新することができる。商標の所有者は、規則に定める更新手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。

(2) 更新の際、商標、又は商標登録の対象である商品若しくはサービスの一覧に如何なる変更も施してはならない。ただし、当該一覧から一定の商品又はサービスを削除することは差し支えない。

(3) 商標登録の更新は、登録期間の満了後 3 月以内に行わなければならない。ただし、3 月の期間の満了から 6 月以内に、正規の更新手数料に追加して規則に定める罰金を納付することにより、登録を更新することができる。

(4) 庁は、登録の更新を記録し、かつ、これを知的所有権公報若しくは全国で販売されている新聞又はラジオ、テレビ若しくはウェブサイトで当該商標の所有者の費用において公示するものとする。

(5) (3)にいう期間内に更新されなかった商標は、放棄されたか又は取り消されたものとみなす。

(6) 庁は、商標が本条の規定に従って更新されなかった場合は、これを登録簿から抹消する。

(7) (5)及び(6)の如何なる規定も、前の所有者を含む何れかの者が放棄又は取り消された商標の登録を求めることを禁止するものではない。

第 VI 部 登録及びライセンス契約により与えられる権利

第 26 条 登録により与えられる権利

- (1) 登録商標の所有者は、当該商標の登録の対象である商品又はサービスに関して当該商標を使用するか又は他の者が使用することを許可する権利を有する。
- (2) 商標の登録は、その所有者に対し、他の者が次のことを行うことを妨げる権利を与える。
 - (a) 公衆に誤認を生じさせる虞がある程当該商標に似ている商標若しくは標識を、当該商標登録の対象である商品若しくはサービスについて、又はそのような商標若しくは標識を使用すれば公衆に誤認を生じさせる虞があるその他の商品若しくはサービスについて使用すること
 - (b) 当該商標に似ている商標又は標識を、正当な理由なしに、かつ、当該所有者の利益を害する虞がある状況において使用すること、及び
 - (c) その他の類似の行為を行うこと
- (3) (2)の規定の適用上、同一の商品又はサービスについて同一の標識が使用される場合は、混同の虞があるものと推定する。
- (4) (3)の規定は、周知商標の不法な使用に関して周知商標の所有者が何れかの者に対して起こした訴訟において準用する。

第 27 条 登録により与えられる権利の制限

- (1) 標章の登録は、何れかの国において当該商標の下で適法に販売されている商品に関して第三者が当該商標を使用することを妨げる権利を所有者に与えるものではない。ただし、この商品に変更がないことを条件とする。
- (2) 商標の登録は、第三者がその名称、宛先、変名、地理的名称又はその商品若しくはサービスの種類、品質、数量、仕向け地、価額、原産地、生産若しくは提供の時期に関する正確な表示を善意で使用することを妨げる権利を商標所有者に与えるものではない。ただし、当該使用が識別又は情報の目的に限られており、かつ、当該商品又はサービスの出所に関して公衆に誤認を生じさせる虞がないことを条件とする。

第 28 条 権利の移転

- (1) 登録商標又は商標登録出願に係る権利は、その全部又は一部について譲渡し又はライセンスを許諾することができる。
- (2) 登録商標又は商標登録出願に係る権利の移転の請求は、書面で庁に提出するものとする。請求書には権利移転契約を添えなければならない。
- (3) 共有の対象である商標の持分は、すべての共有者の同意なしには移転することができない。
- (4) 商標に係る権利は、当該商標が使用されている事業と共に又はそれとは別個に移転することができる。事業の移転が行われる場合は、当該事業に付属している商標に係る権利は、別段の合意がない限り、新しい所有者に移る。
- (5) (4)に基づく事業とは別個の商標の移転に関して、新しい所有者による当該商標の使用は公衆に誤認を生じさせる虞があると庁が認めた場合は、庁は、当該移転の実施を拒絶することができる。

(6) 庁は、権利移転の請求を審査した後、規則に定める手数料の納付があったときは、当該移転を登録し、公告させるものとする。

第29条 ライセンス契約

(1) 登録商標又は商標登録出願の所有者は、契約により、当該商標を使用するライセンスを他人に許諾することができる。契約は、書面で行わなければならない。かつ、それが当該商標の登録又は出願の対象である商品又はサービスの全部についてであるか又は一部についてであるかを表示しなければならない。

(2) 登録商標又は商標登録出願に係るライセンス契約及び当該ライセンス契約の変更又は終了は、庁に届け出なければならない。庁は、契約並びにその変更及び終了を登録するものとし、かつ、詳細事項は秘密にして、それを知的所有権公報又は全国で販売されている新聞において公告させる。ライセンス契約は、そのように登録されるまでは第三者に対して効力を有さない。

(3) 登録団体商標又は団体商標の登録出願は、ライセンス契約の対象とすることができない。

第30条 ライセンス契約の無効

登録商標又は商標登録出願に係るライセンス契約は、当該商標の使用の対象である商品又はサービスの品質についてのライセンサーによる効果的な管理に係る規定を含まない場合は無効とする。

第31条 ライセンス契約の無効の条項

(1) ライセンス契約の条項であって、商標の登録によって与えられた権利に基づかないか又は当該権利を守る上で不必要な制限をライセンサーに課するものは、無効とする。

(2) (1)の規定に拘らず、次の事項は、当該制限を構成するとはみなさない。

(a) 商標使用の範囲、領域若しくは期間、又は商標使用の対象である商品若しくはサービスの品質に関する制限

(b) 本布告に基づく商標所有者による正当な管理

(c) ライセンサーに課された商標登録の効力を害する可能性があるすべての行為を差し控える義務

第32条 更なるライセンスを許諾する権利

(1) ライセンス契約に別段の規定がない限り、登録商標の所有者は、ライセンスを許諾しても、当該商標を自ら使用することを妨げられない。

(2) ライセンサーに排他的ライセンスが許諾された場合は、当該商標の所有者は、第三者に更なるライセンスを許諾してはならず、また、ライセンス契約に別段の規定がない限り、当該商標を自ら使用してはならない。

第33条 ライセンサーの権利

ライセンス契約に別段の規定がない限り、ライセンサーは、更新を含む登録の存続期間中、当該商標の登録の対象であるすべての商品又はサービスに関して当該商標を使用する権利を有する。

第 VII 部 登録商標に係る権利の放棄、取消及び無効

第 34 条 権利の放棄

- (1) 商標の登録を全面的に、又は商標の登録の対象である商品若しくはサービスの一部について放棄することを希望する登録商標の所有者は、商標の登録の取消に係る申請を庁に提出することができる。
- (2) 登録商標がライセンス契約の対象である場合は、当該権利の放棄に係る請求は、ライセンシーが当該放棄に同意する旨の書面による宣言が提出されたときのみ認容される。
- (3) 庁は、(1)に基づいて提出された申請を受領したときは、当該放棄を知的所有権公報又は全国で販売されている新聞において公告させるものとする。放棄は、取消の決定が登録簿に記入された後にのみ効力を有する。

第 35 条 不使用による商標の取消

- (1) 何れの利害関係人も、商標が使用されていないとの理由に基づいて、当該商標の登録の取消を求める書面による請求を庁に提出することができる。
- (2) 商標が、当該商標の取消請求の日に先立つ少なくとも 3 年の連続する期間中、正当な理由なしに、当該商標の登録の対象である商品又はサービスの何れに関しても、登録所有者又はライセンシーによりエチオピアにおいて使用されることがなかったことが証明された場合は、当該商標は不使用のものであるとみなす。
- (3) 庁は、(2)に定める条件が満たされたことを確認したときは、当該商標の登録を取り消す。所有者が、商標の不使用は登録商品の一部についてのみであることを証明することができた場合は、庁は、部分的取消を行う。
- (4) 所有者又はライセンシーが、商標の不使用は不可抗力によるものであったことを証明した場合は、登録を取り消すことはできない。
- (5) 要素において異なる形での商標の使用であって、当該商標が登録された際の識別性を変更しないものは、当該商標の取消の理由とはならない。

第 36 条 登録の無効

- (1) 商標の登録は、本布告の下で定められた条件を当初満たしていなかったことが証明された場合は、何れかの利害関係人の書面での請求により又は庁の職権により、無効にすることができる。
- (2) 庁は、商標登録を無効にする前に、無効の理由を書面で所有者に通知する。
- (3) 商標登録の対象である商品又はサービスの一部について無効措置がとられた場合は、その無効措置は当該の一部のみに影響を及ぼす。

第 37 条 無効の効力

- (1) 商標登録の無効を宣言する決定は、登録の日から効力を有する。庁は、知的所有権公報又は全国で販売されている新聞において登録の無効を公告する。
- (2) (1)に拘らず、当該商標がライセンスの対象になっており、かつ、ライセンシーが当該ライセンス契約から利益を得ている場合において、ライセンシーは、登録の無効に基づいて金銭の払戻を請求することはできない。

第 38 条 期間の延長

庁は、状況から正当化されると認める場合は、書面による請求を受領し、かつ、関係当事者に通知した上で、庁が指示する条件に基づいて、本布告及び規則に基づく行為の実行のために定められた期間を延長することができる。延長は、当該行為を行うための期間が既に満了していても認めることができる。

第 VIII 部 権利の執行

第 39 条 仮措置

- (1) 権限を有する裁判所は、次のことを行うために即座の、かつ、効果的な仮措置を命じるものとする。
- (a) 権利侵害の発生を防止すること、特に、通関手続の完了後に輸入及び輸出商品が商業経路に入るのを防止すること、又は
- (b) 権利侵害の申立に関する関係証拠を保全すること
- (2) 裁判所は、適切と認める場合、特に、遅延すれば申請人に取り返しのつかない害が及ぶ虞のある場合、又は証拠が滅失する明白な危険が存在する場合は、被告を召喚することなく仮措置を講じる権限を有する。
- (3) 被告による侵害を抑制するための訴訟において、原告は、訴訟に決着がつくまで侵害を抑制するための仮差止命令を裁判所に申請することができる。
- (4) 裁判所は、(3)に基づいて提出された差止命令申請について決定を下すに際し、
- (a) 脅かされている利益について損害賠償を裁定することにより埋め合わせる可能性の有無、脅威の急迫度、当該措置の一見上の効果、及び決定が当事者の何れかに及ぼす不利益の重大性を考慮するものとする。
- (b) 差止命令の有効期間、及び申請人が供託する金銭の額又は申請人が提供するその他の保証であって、裁判所が適切と考えるものを決定することができる。
- (c) (a)に基づく基準の適用により両当事者が同等の立場に置かれた場合は、仮差止命令を下す前に、両当事者の相対的力について一層の調査を行うことができる。
- (5) 本布告に基づいて保護される権利を侵害する行為が行われた場合は、搜索及び差押に関する民事訴訟法及び刑事訴訟法の規定を適用する。
- (6) 被告を召喚することなしに仮措置がとられたか否かに拘らず、遅くとも当該措置の実施後遅滞なく被告に通知を出すものとする。被告の請求があったときは、当該措置を変更すべきか、取り消すべきか又は確認すべきかについて当該措置の通知後合理的な期間内に決定する目的で、聴聞を受ける権利を伴う再審理を行うものとする。
- (7) 申請人の行為若しくは懈怠により又はその後商標権の侵害若しくは侵害の虞がなかったことが確認されたことにより、仮措置が取り消された場合において、被告の請求があったときは、裁判所は、申請人に対し、当該措置により生じた被害に係る適正な補償を被告に与えるよう命じるものとする。

第 40 条 民事救済

- (1) 商標所有者の権利侵害事件を審理する裁判所は、次のことができる。
- (a) 被告による侵害行為の継続を停止させるために差止命令を下すこと、及び
- (b) 被告に対し、侵害により原告が被った損害を補償するよう命じること
- (2) (1) (b)に基づいて裁定される補償額は、当該商標の使用から被告が得た純利益又は被告がライセンス契約の条件に基づいて当該商標を使用していたならば被告が課されていたと思われるロイヤルティの額の何れか高い方に、当該訴訟に関連して原告が負った経費を賄う額を加えたものと同額とする。
- (3) 当該商標の使用に関連する被告の商品又はサービスの販売から得られた純利益のすべて

は、当該商標の使用に起因するものである。ただし、当該利益の一部が他の市場要素に起因することを被告が証明した場合はこの限りでない。

第 41 条 刑事罰

(1) 刑法により重い罰が規定されていない限り、本布告に基づいて保護される権利を故意に侵害する者は、5 年以上 10 年以下の厳しい拘禁により処罰される。

(2) 刑法により重い罰が規定されていない限り、本布告に基づいて保護される権利を重大な過失により侵害する者は、1 年以上 5 年以下の厳しい拘禁により処罰される。

(3) 罰には、適切な場合は、侵害商品並びに当該違法行為に使用されたすべての材料及び道具の差押、没収及び廃棄を含めるものとする。

第 42 条 税関港及び税関署における措置

(1) 税関当局は、権利所有者により行われた書面による申請であって、商標登録証及びその他の関係証拠を添えたものに基づき、かつ、申請人が十分な保証金を供託したときは、申請人の権利に係る侵害申立の対象である商品を差し押さえ、留置することができる。

(2) 税関当局は、前記の商品を差し押さえるためにとった処置について、直ちに申請人及び当該商品の所有者に通知するものとする。

(3) 税関当局は、申請人が 10 就業日以内に裁判所の差止命令を呈示しない限り、供託された保証金を口座に入金した後、差し押さえて留置した商品を引き渡すものとする。

第 IX 部 雑則

第 43 条 商標公報

本布告に基づき知的所有権公報又は全国で販売されている新聞において公告される事項を害することなく、庁は、商標を公にするために商標公報を発行することができる。

第 44 条 商標代理人の登録

- (1) 商標代理人は庁に登録されなければならない。
- (2) 代理人の登録に係る条件は、規則により定める。

第 45 条 情報の入手

- (1) 何人も、商標の調査を請求し、規則に定める手数料を納付した上で調査報告を入手することができる。
- (2) 庁は、規則に定める手数料の納付があったときは、何人にも登録簿を閲覧することを許可し、また、登録簿の抄本の写しを提供するものとする。

第 46 条 経過規定

- (1) 本布告の施行前に寄託された商標は、本布告の施行から 18 月以内に登録のために提出されなければならない。
- (2) 庁は、本布告の要件に基づいて、寄託された商標を審査し、かつ、登録するか否かを決定するものとする。
- (3) 第 49 条に基づく権限を有する裁判所は、本布告の施行前に別の裁判所に係属していた事件の管轄権を有する。

第 47 条 規則を発出する権限

閣僚評議会は、本布告の実施に必要な規則を発出する権限を有する。

第 48 条 適用できない法律及び慣習

本布告と矛盾する法律又は慣習は、本布告に規定する事項に関して適用してはならない。

第 49 条 権限を有する裁判所

連邦裁判所は、本布告及び規則が適用される紛争及び関連事項の管轄権を有する。

第 50 条 施行日

本布告は、その連邦政府官報における公告の日から施行される。